

平成 30 年 10 月 1 日
四国地方整備局
松山河川国道事務所

国道 11 号の通行止めについて

今般の台風 24 号により、国道 11 号の下記区間において冠水により通行止めを行っておりましたが、当該区間において土砂の流入が認められたことから状況の調査と応急復旧作業を鋭意実施しております。

本日午前 9 時から道路防災有識者による点検を実施中であり、安全を確認でき次第早急に解除します。解除については目途がたち次第お知らせします。

ご通行の皆様にはご不便・ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願い致します。

◆通行規制

路線名：国道 11 号

規制区間：愛媛県西条市丹原町志川さいじょうしたんばらちょうしかわ～愛媛県西条市丹原町鞍瀬さいじょうしたんばらちょうくらせ

※具体的な箇所については別紙参照

規制開始：平成 30 年 9 月 30 日（日）16 時 50 分～

規制内容：全面通行止（迂回路あり）

迂回路：国道 196 号をご利用ください。

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト [No. 1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト] に該当します。

問い合わせ先：四国地方整備局 松山河川国道事務所 電話：089-972-0034（代表）

◎副所長（道路）：森本 英二（内線：205）
もりもと えいじ

道路管理第一課長：井之川 英稔（内線：431）
いのかわ ひでとし